

陸岸等からのまきえづり禁止区域及び概略図

(1) 愛媛県海域において、愛媛海区漁業調整員会指示により、陸岸、防波堤、ふ頭その他工作物（陸岸等）からのまきえづりが禁止されている区域は、次のとおりです。

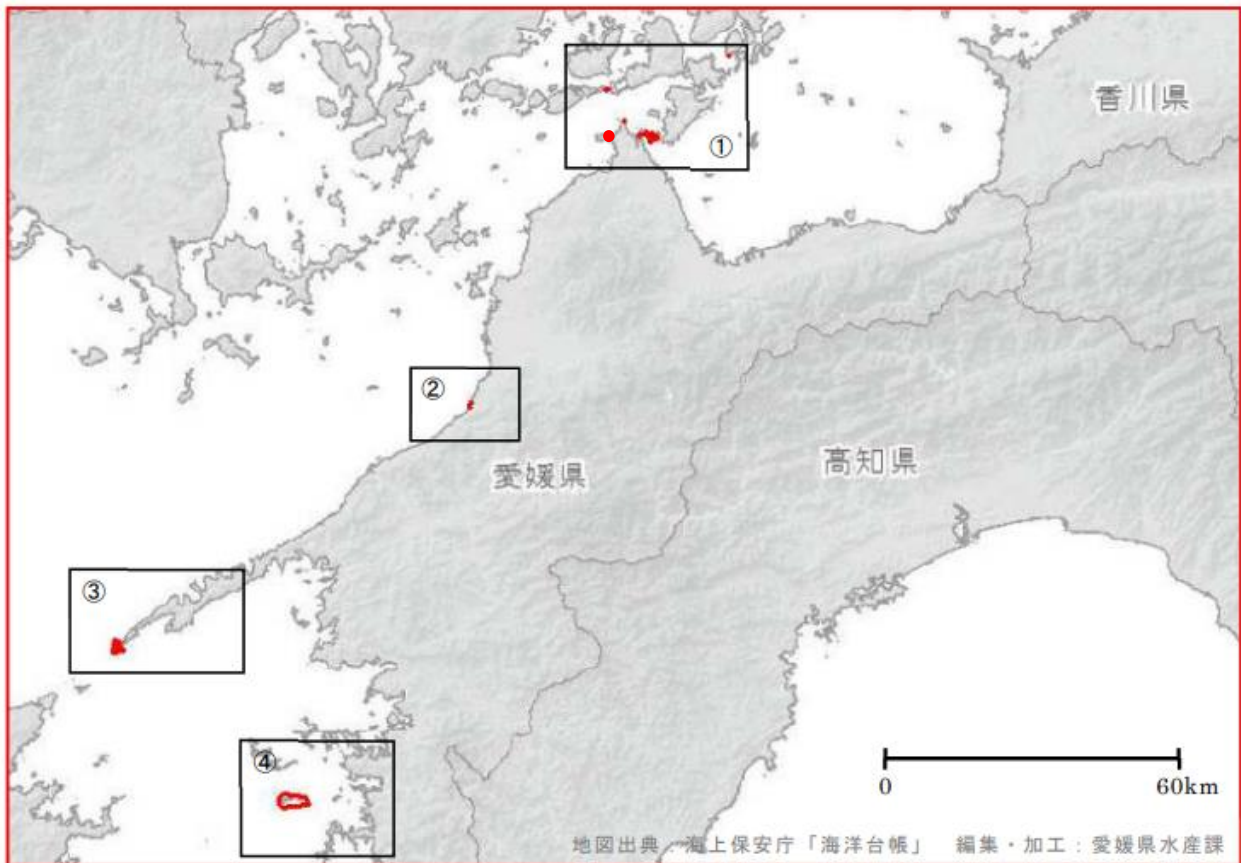
禁止区域の位置	禁止区域の範囲	備 考
今治市小島地先	今治市小島ニツ岩灯台を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第51号
今治市小島地先	今治市小島ビワ首の標識を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第52号
今治市小島地先	今治市小島高谷イカリノ鼻を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第53号
今治市小島地先	今治市小島木ノ谷鼻を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第54号
今治市波方町大角鼻地先	点アを中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点A 今治市波方町大角鼻 点 ア Aから今治市吉海町津島一ノ瀬鼻見通し90メートルの点	燧共第61号
越智郡上島町岩城孤隠崎地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点A 越智郡上島町岩城岩城島孤隠崎の東鼻 点 ア Aから越智郡上島町岩城赤穂根島南西端見通し 100 メートルの点	燧共第97号
今治市馬島地先	今治市馬島水揚磯の標識を中心として半径 150 メートルの線とナガセ鼻を中心として半径 150 メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第114号
今治市馬島地先	今治市馬島渦ノ鼻を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第115号
今治市馬島地先	今治市馬島小浦崎を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、アイ及びイウの2直線とアウ間の小浦崎を中心とした半径150メートルの弧によって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償区域）を除く。 基点A 今治市馬島字馬島乙627番地馬島三角点 点 ア Aから253度15分449メートルの点 イ アから65度42メートルの点 ウ イから 155 度 7 メートルの点	燧共第116号

今治市馬島地先	今治市馬島洲ノ崎を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第117号
今治市吉海町中渡島地先	今治市吉海町中渡島潮流信号所を中心として半径 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第118号
今治市関前小大下島明神地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 基点A 今治市関前小大下島龍が鼻 B 今治市関前小大下島明神鼻 点 ア Aから今治市関前大下島竹子の鼻見通し400メートルの点 イ Bから今治市関前大下島黒鼻見通し450メートルの点	燧共第127号
今治市波方町馬刀潟地先	基点Aを中心として半径200メートル以内の区域 基点A 北緯34度7分4.8秒、東経132度55度3.1秒	燧共第131号
伊予市森地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点A 伊予市森黒磯岩 B 伊予市森と同市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから松山市由利島東端見通し180メートルの点 イ Bから山口県屋代島小泊見通し200メートルの点	伊共第69号
西宇和郡伊方町正野地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台 B 西宇和郡伊方町大島北端 点 ア Aから大分県関崎灯台見通し1,500メートルの点 イ AからB見通し延長線上1,000メートルの点 ウ Bから西宇和郡伊方町長崎鼻見通し 500メートルの点	伊共第114号
西宇和郡伊方町正野地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台 点 ア Aと西宇和郡伊方町正野高鼻とを結んだ直線の中央点 イ アから大分県水の子灯台見通し1,000メー	宇共第2号

	<p>ルの点 ウ Aから大分県関崎灯台見通し 1,500 メートルの点</p>	
宇和島市御五神島地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エD、Eオ及びオアの6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>基点A 宇和島市御五神島寝床岩南端 B 宇和島市御五神島寝床岩北端 C 宇和島市御五神島西北端（家前大石） D 宇和島市御五神島大箸北端 C 宇和島市御五神島大箸南端</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町須下崎見通し1,200メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵黒島南端見通し1,000メートルの点 ウ Cから0度1,000メートルの点 エ Dから0度1,000メートルの点 オ Eから150度1,000メートルの点</p>	宇共第33号

(2) 赤土を用いる陸岸等からのまきえづりは、愛媛海区漁業調整員会指示により、愛媛県海域では禁止されています。

○愛媛海区漁業調整委員会の指示により、陸岸や防波堤からまきえづりが禁止されている区域は、次の図の赤く示した場所です。



②伊予市及び旧双海町境界付近



③佐田岬半島突端部周辺



④宇和島市御五神島周辺



地図出典：海上保安庁「海洋台帳」 編集・加工：愛媛県水産課